

第6次上尾市生涯学習振興基本計画 市民コメント回答一覧

No.	ページ・行数	ご意見・ご提案	回答案
1	P2 関係法令・令規等との本計画の位置づけ(イメージ)	イメージとはいえ、いやイメージ関係図であるからこそ、図書館法、文化財、博物館法を位置づけておくひつようがある。P8にあるように図書館とスポーツ振興は、10年も前の第4次上尾市振興計画基本計画以降は、それぞれ特化した振興計画を策定してあるとしてあるのでそれらの位置づけ関係性を図示すべきである。さらに、社会教育中で、文化財保護・博物館についての位置づけがないのは、上尾市においては、少なくとも今後5年間は、文化財・博物館行政を推進しないことになるのではなからうか？いかに上尾市に博物館法に基づく博物館あるいは類似施設が皆無である現状が覆い難い事実としても、今後も現状のまま継続するという暗示を市民に提示していることと誤解されかねないのは如何かと愚考しますがどうでしょうか？	ご意見を反映させて、「上尾市スポーツ推進計画」「上尾市図書館サービス計画」を図示します。
2	P16 (4)現状と課題	ここでの現状と課題の整理に過去5年間の「第5次生涯学習振興基本計画」に基づく事務事業成果と課題がまとめ切れていないと存じます。とりわけ、文化財・博物館事業関連に全く触れられていないのはなぜでしょう？平成29年の文化財保護法改正に伴う「上尾市地域文化財保存地域計画」の策定及び事務事業の実施については全く触れられていません。通常ならば、令和3年策定の「第5次生涯学習振興基本計画」には、「上尾市地域文化財保存地域計画」の策定方針だけでも明示されるものだと思っておりましたが、当然ここでの現状と課題にも取りまとめられることなく、当然のごとく今期の生涯学習振興基本計画にも触れられていないのはなぜなのでしょう？ 加えて、上尾市における文化財・博物館関連事業の背景は激変しております。市長以下、多くの市民の皆様が周知のとおり、令和3年には、上尾市で初めての国指定重要民俗文化財が誕生しました。この国指定文化財は、文化財保護法の規定により国民共有の財産として、上尾市民にその保存と活用が付託されました。こうした画期的で新たな状況に、ピットに対応すべく第5次生涯学習振興計画に網羅できなかったことは、時間的制約からやむを得ないとしても、この「第6次生涯学習振興基本計画」に「保存活用計画の策定」がひとことも明記されていないのは如何なる事由が存在するのでしょうか？ 令和3年度当初には「上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会」の設置条例が施行されたにもかかわらず、5年の歳月を経てもなお生涯学習振興計画に文化財保護法に準拠した具体的なロードマップが示されていないのはなぜでしょうか？このことは、上尾市における生涯学習に係る政治的、あるいは行政的諸課題を解決するためのローカルルールでは済ますことのできない国民的課題であると思いますが、上尾市が国民に納得してもらえるような生涯学習計画として如何に取り扱われるのでしょうか？	いただいたご意見は参考とさせていただきます。 文化財の保存・活用につきましては、生涯学習振興基本計画とは別に、今後、策定を予定している文化財に関する個別の計画の中で検討してまいります。
3	P17 1基本理念 (以下の頁も全て)	基本理念のサブタイトルである「～ウェルビーイングを高め合う上尾(まち)を目指して～」の上尾に「まち」とルビを付すのは如何なものか？令和7年10月3日に実施された第2回社会教育委員会の席上「ウェルビーイング」の書き込みについては様々に議論されたようではあるが、ルビについての議論の記録はないようです。市役所の公文書中の公文書である計画書のサブタイトルとはいえ、「上尾」に「まち」ルビは如何なものか？教育委員会は児童生徒の学校教育の唯一無二の主管組織であれば、この用例を是とすることは如何でしょうか？「まち・上尾」ならばタイトルとして考えられなくはないと思われませんか？	いただいたご意見は参考とさせていただきます。
4	P21、22 計画の運用方針	計画の運用方針では、指標の設定、振り返り、事業実施、自己評価のプロセス、即ち言うところのPDCAサイクルの運用について明記されていますが、そもそも論として、文化財・博物館事業が全く無視されている証左の一端を垣間見られても致し方ないように理解されますが如何でしょうか？ そこには、建付けの問題があるように見受けられます。P21上から3行目に「令和8年度に、個別具体的な指標について社会教育委員会議にて審議し、決定し、計画に位置付けます。」とあります。計画の初年度が重要なこと、社会教育委員会議が図書館と社会スポーツを除く生涯学習計画の総括的な審議機関であることは理解できます。がここに、重大な問題が内在していないでしょうか？社会教育委員の構成員の中に、文化財関係及び博物館関係の委員が皆無です。これでは、国民から付託されている国指定重要民俗文化財の合法的な保存管理、あるいは上尾市民にとって大切な歴史資料を始めとした文化遺産、美術工芸品などの実物・文化財を如何に社会教育のステージで活用していくかについて基本計画に適切に組み込むことは極めて難しいのではないのでしょうか？上尾市総合計画に始まって、教育振興基本計画、生涯学習基本計画、さらには各個別事業の実績評価、ひいては各職員個人の事業実績評価に至るまでの一貫通貫した事務事業の推進とスパイラルな止揚に支障が生じる組織運営に至るのではないのでしょうか？	いただいたご意見は参考とさせていただきます。 文化財の保存・活用につきましては、生涯学習振興基本計画とは別に、今後、策定を予定している文化財に関する個別の計画の中で検討してまいります。

第6次上尾市生涯学習振興基本計画 市民コメント回答一覧

5	P29 生涯学習施設の管理・運営	<p>まず、タイトルは、「生涯学習施設の設置・管理・運営」とすべきかと存じますが如何でしょうか？</p> <p>2点目は、施設名一覧に「図書館」が入っているのは如何かと思います。図書館はこの生涯学習基本計画の範疇から外して別途基本計画を作成しているのではないですか？</p> <p>3点目は、文化財保存施設に現状の収蔵施設である平方小、大石南小、収蔵プレハブ等の管理運営について記述すること、さらには計画上設置可能性のある国指定文化財収蔵庫(仮称)、上尾市パブリックミュージアム(仮称)等についても記入しておく必要はないのでしょうか？とりわけ、国指定文化財収蔵庫(仮称)については、今後文化財保護法上の執行上問題が生じないように熟慮が必要かと考えますが、如何でしょうか？</p>	<p>1点目、ご意見は参考とさせていただきます。</p> <p>2点目、ご指摘の通り、別途図書館基本計画がございます。しかしながら、図書館は、利用者がそれぞれの興味関心により求める幅広い情報や知識を提供する施設であり、生涯学習において基盤となる重要な「生涯学習施設」であるため記載しております。</p> <p>3点目、文化財収蔵庫や原市資料室は保管場所であり、市民が生涯学習活動の拠点とする施設ではないため、記載しておりません。</p>
6	P28 学びの担い手の育成	<p>この項の全体説明で指導者の養成についての具体的な方向性をしめすとしてあるが、突然無形文化財の担い手の人材育成を行政が支援すると記述されていますが、不思議な文章ととらえるのは私だけでしょうか？「学びの担い手育成」ですよね？因みに、P20のフローチャートでは「2-2担い手の育成」になっているので、文化財伝承の担い手なのか学びの担い手なのか、よくわかりませんが意味するところは違いますよね？その中で「ボランティアの育成」「文化財後継者の育成」「社会教育指導員の技術向上」の3つの柱が建てられていますが、言語明瞭意味不明ではないでしょうか？本来生涯学習体制を支えるマンパワーの育成についてのデザインの具体を示しておくのではありませんか、本当にこれでいいのでしょうか？</p>	<p>いただいたご意見は参考とさせていただきます。</p>
7	P30 2-4生涯学習の推進体制の構築	<p>表中に生涯学習関係の条例設置の「文化財保護審議会」「上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会」が抜け落ちている理由はなぜですか？</p>	<p>ご意見を反映させ、追記します。</p>
8	P32 3-2 未来へつなぐ生涯学習	<p>この項目は、青少年を対象とした生涯学習事業の展開を考えているのでしょうか？そうすると、「文化財・歴史資料の活用」は、基本的に第5次生涯学習基本計画のコピペに歴史資料を加えただけのものですが、ここで「歴史資料」とは何を指すのですか？なぜあえて歴史資料を書き加えたのですか？そもそもここでは「具体的な方向性」を掲載するとなっていますが、この表現は具体でしょうか？次に「文化財の後継者の育成(再)」も同様に具体的に青年を対象に教育委員会は何かを知るのでしょくか？なぜ、再掲なのでしょうか？言葉は同じでも対象者や意味合いは全く違うのではないのでしょうか？要するに何も具体的に落とし込んでないということでしょうか？ということは、今後指標の設定もできませんし、事務事業実績評価もできないように思いますが、如何お考えでしょうか？</p>	<p>ご意見を反映させ、次の通り記述を修正、追記します。</p> <p>1点目「～環境を整えていくことが重要です。また、歴史セミナーや文化財展などの啓発事業を実施し、多くの人々が、上尾の歴史、伝統的な暮らしや生業を知り、現在とのつながりが意識できるような啓発に取り組んでまいります。」</p> <p>2点目「○文化財の後継者の育成(再)」 文化財をこれからの未来へ伝えていくため、保持団体等へ継続的な支援を行います。民俗芸能公演の定期的な開催や、保持団体への活動支援を通じ、民俗芸能の保存と後継者の育成を図ります。また、デジタルコンテンツを活用して情報の発信に努めます。</p>